

～宇和島市消費生活センターより～

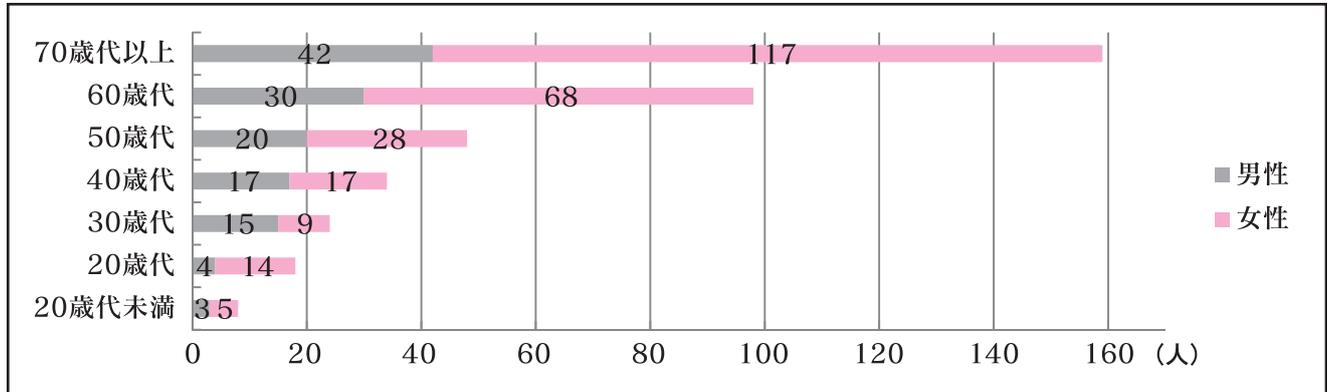
宇和島市の消費生活相談状況

平成30年度に宇和島市消費生活センターで受付した相談状況です。

《件数年間 418件 前年度より 17件減少!!》

契約当事者の年齢性別件数

※年齢不明:29件除く



	商品分類	件数	事例
1位	商品一般	152	ハガキによる架空請求等
2位	通信・サービス	92	有料動画料金・ワンクリック詐欺
3位	金融・保険サービス	27	多重債務整理相談・サラ金からの請求
3位	食品	27	健康食品・サプリメント等
5位	教養娯楽品	20	資格教材・ゲームソフト等



平成30年度多い相談事例は ハガキによる架空請求

- 連絡なき場合は法的手続きに移行すると書かれているハガキが届いた。
- 新たな事例では、ハガキと同内容の書面が封書で届いたという相談もありました。
- 携帯電話に「有料動画の未納料金が発生している。連絡なき場合は法的手続きに移行する。」というSMSが届いた。対処法が知りたい。
- 大手宅配会社を騙った「不在の為荷物を持ち帰った」とSMSが届いた。

連絡してはいけません
無視しましょう!

添付されているURLを
開いてはいけません!

～その他の事例～

【インターネット関係のトラブル】

- スマホで健康食品を1回だけと思い注文したつもりが定期購入になっていた。
- 注文した商品が届かない。事業者の連絡先がわからない。
- オンラインゲームの課金で携帯電話会社やクレジットカード会社から高額請求を受けた。



通信販売は契約内容や
販売業者情報をよく
確認しましょう!

催眠商法に気をつけて！

「景品をプレゼントします」などと言って人を集め、ただ同然で日用品を配るなどして、気分を高揚させ、**冷静な判断ができない状態**で商品の購入を迫る手口は催眠商法（S F 商法）と言われます。最近では、**数か月以上の長期にわたって販売会を開催し**、無料や安価な商品を目当てに会場に通う高齢者に個別に声を掛けて、次々に高額な商品を販売する手法もみられます。

相談事例

○知人に誘われ、「商品の宣伝を聞いたら無料で商品がもらえる」という会場に出かけた。何度か通ってから、布団を購入した。その後も無料の商品が欲しくて会場に通っていたら、販売員にカーテンで仕切った小部屋に案内され、1対1で勧誘された。それから2か月の間にムートン、磁気治療器、額縁、下着、仏具など次々に勧められた。断っても「家運が上がる」「あなたのために勧めている」と説明され、最終的に商品購入のために約500万円を支払った。

アドバイス

注意



「無料配布」「格安」と誘われても、**安易に会場に近づかない**ことが第一です。会場に足を運んでしまうと、**長期的に会場に通うなかで築かれる販売員との関係や会場の雰囲気によって断りにくくなり、次々に商品を購入してしまう可能性もあります。**勧誘されても**その場で契約しない**ようにしましょう。



事業者から次々に商品の購入を勧められる中で、商品を購入するために、**生命保険を解約するなどして支払いに充てている事案もあります。**大切な貯蓄などを**取り崩してまで購入が必要か**考えましょう。



家族や周囲の方が、会場に足を運ぶ高齢者に注意を促す場合は、**高齢者の話を頭ごなしに否定せず耳を傾け**ましょう。その上で、こうした被害に気付いてもらえるよう、同種のトラブル事例を伝えるなど、**高齢者に寄り添った話し合いを心がけて**ください。



○困ったことやトラブルが生じた場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

ご不明な点があれば
宇和島市消費生活センターに
ご相談ください。

宇和島市消費生活センター

宇和島市役所 2階企画情報課内

☎0895-20-1075